

令和3年9月22日

## 交通安全対策特別交付金の交付決定（令和3年度9月期）

総務省は、令和3年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月22日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

27,034百万円

2 現金交付

令和3年9月29日（水）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：原課長補佐・齋野

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

令和3年度交通安全対策特別交付金  
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	637	605
2 青森	176	87
3 岩手	195	97
4 宮城	228	249
5 秋田	151	75
6 山形	196	98
7 福島	280	137
8 茨城	376	188
9 栃木	266	133
10 群馬	425	212
11 埼玉	864	574
12 千葉	701	459
13 東京	1,528	763
14 神奈川	701	982
15 新潟	220	215
16 富山	143	71
17 石川	148	74
18 福井	92	46
19 山梨	124	61
20 長野	333	162
21 岐阜	242	120
22 静岡	619	651
23 愛知	1,003	841
24 三重	208	105
25 滋賀	170	85
26 京都	193	240
27 大阪	949	950
28 兵庫	745	582
29 奈良	164	79
30 和歌山	106	51
31 鳥取	68	33
32 島根	94	47
33 岡山	192	198
34 広島	258	259
35 山口	173	86
36 徳島	118	58
37 香川	165	82
38 愛媛	166	83
39 高知	97	46
40 福岡	690	769
41 佐賀	176	88
42 長崎	184	92
43 熊本	165	182
44 大分	172	86
45 宮崎	251	125
46 鹿児島	263	131
47 沖縄	176	85
合計	15,591	11,443

\* 表示単位未満を四捨五入しているため、  
都道府県の数値の計と合計は一致しない  
場合がある。

# 交通安全対策特別交付金制度の概要

## 1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

## 2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

## 3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
  - ・ 道路標識
  - ・ 横断歩道橋
  - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
  - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

## 4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

## 5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

## 6 交付時期

年2回(9月及び3月)

## 7 交付総額算定までのフローチャート

